

財 理 第 1929 号
平成 23 年 4 月 25 日

各 財 務 (支) 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社 殿

財 務 省 理 財 局 長 中 村 明 雄

東日本大震災等に伴う被災地域における製造たばこの小売販売業の許可等の取扱いについて

東日本大震災等の被災地域（下記 1. の対象地域）における製造たばこ小売販売業者からの各種申請等の取扱いについては、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号。以下「法」という。）、たばこ事業法施行令（昭和 60 年政令第 21 号）、たばこ事業法施行規則（昭和 60 年大蔵省令第 5 号。以下「規則」という。）、たばこ事業法施行規則の規定に基づき財務大臣が定める事項について（平成 10 年 3 月 17 日付大蔵省告示第 74 号。以下「大臣告示」という。）、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4621 号大蔵省理財局長通達。以下「要領」という。）及び製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程（昭和 60 年 4 月 1 日付事務連絡。以下「規程」という。）によるほか、当分の間、下記により取り扱われたい。

なお、下記の取扱いについては、今後被災の状況等を踏まえて必要に応じて見直すこととし、取扱いの終了時期については別途指示する。

記

1. 対象地域

今回の東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）及び平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部の地震（以下「東日本大震災等」という。）により被災し、災害救助法が適用されている市町村のうち、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県内の市町村。

2. 被災地域における小売販売

許可申請者の申請に係る予定営業所の所在地が 1. の対象地域（以下「被災地域」という。）の場合における小売販売業の各種許可申請については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 営業所の仮移転の許可申請

営業所の仮移転の許可申請は、予定営業所と既設営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していない場合において、当該既設営業所が東日本大震災等によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所がその営業を再開するまでの間、要領及び規程中の既設営業所にはあたらないものとして取り扱うものとする。

なお、許可を行うに際しては、「営業を休止している既設営業所が、その許可を受けている場所で営業を再開した場合において、当該既設営業所と仮移転の許可を受けた営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していないと確認されたときは、仮移転の許可を受けた営業所においてたばこの販売を行うことはできない。」ことを許可の条件として付与するものとする。

(2) 出張販売の許可申請

東日本大震災等による被災者の避難施設など、消費者の滞留性が強いと認められる施設に係る出張販売の許可については、当該施設の敷地内を要領第2章第三1及び2に規定する出張販売場所として取り扱っても差し支えないものとする。

なお、許可を行うに際しては、施設管理者の同意書の提出を必要とし、かつ、要領第2章第四2(1)②の区分に応じて許可の条件を付与するとともに、許可の期限は原則として「当該出張販売場所が避難施設として供与されることが終了するまで」として取り扱うものとする。

(3) 営業所の移転又は新規の許可申請

- ① これらの申請に係る予定営業所と既設営業所との距離の測定については、当該既設営業所が滅失している場合であっても、その出入口の中央の位置が確認できるときは、規則第20条第2号、大臣告示及び要領の規定に基づいて処分することとする。出入口の中央の位置が確認できないときは、当該既設営業所の敷地のうち予定営業所に最も近い地点を既設営業所の出入口の中央の位置とみなして、予定営業所からの距離を測定するものとする。
- ② 既設営業所の敷地が確認できない場合には、確認できるまでの間、処分を保留することとする。
- ③ 福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき、住民の避難又は屋内退避が指示されている区域(計画的避難区域を含む。)を予定営業所とする申請については、この指示が解除されるまでの間、処分を保留することとする。

3. 被災地域における小売販売業の承継

東日本大震災等によって店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止している小売販売業者については、法第 27 条、規則第 25 条及び第 26 条の規定に基づく許可の承継に係る届出を、本通達に基づく取扱いを終了するまでの間、猶予することができるものとする。

4. 被災等により営業を休止している小売販売業者の取扱い

既設営業所が東日本大震災等によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所は、本通達に基づく取扱いを終了する日の属する月の翌月から 6 月を経過する日、又は営業を再開した日の属する月の翌月から 6 月を経過する日のいずれか早い日までの間は低調店にはあたらないものとする。

なお、この取扱いによって低調店にはあたらないものとされる当該既設営業所は、2. (1) の既設営業所にはあたらないものとして取り扱うものとする。

5. その他

その他製造たばこ小売販売業者からの各種申請等については、小売販売業者の早期の営業再開に資するとの本通達の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱うとともに、本通達の適用に際して疑義が生じた場合には本省たばこ塩事業室と協議するものとする。